

## 積立式定期預金＜目標日指定型＞

2009年4月1日以降にご契約いただいたお客さま

(2016年1月4日現在)

1. 商品名	・積立式定期預金＜目標日指定型＞
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・6か月以上15年以内（個人1か月、法人3か月の据置期間を含みます。ただし、契約日が2009年4月1日から同10月31日の個人のお客さまの据置期間は3か月です）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・定例預入（口座振替にて取り扱います）および随時預入 ・1回当たり1,000円以上1円単位（個人のお客さまは1回当たり300万円未満）
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で目標日以後に一括して払い戻します</li> <li>・2009年11月1日以降にご契約いただいたお客さまは、申込時のお申し出により、目標日に全明細を解約して指定口座に入金する自動解約機能をご利用いただけます</li> <li>・目標日前に払い戻す場合は以下の方法によります</li> </ul> <p>＜個人のお客さま＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜口座解約＞預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法</li> <li>＜一部支払＞預入日または継続日から1年を経過した明細の一部(1万円以上)を払い戻す方法</li> <li>＜明細支払＞預入番号を個別に指定して払い戻す方法</li> <li>＜概算支払＞払戻希望金額を指定し払戻元金が指定金額以上になるまで払い戻す方法</li> </ul> <p>※預入日または継続日から1年を経過していない明細を払い戻す場合には中途解約利率が適用されます</p> <p>＜法人のお客さま＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜口座解約＞預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法</li> <li>＜明細支払＞預入番号を個別に指定して払い戻す方法</li> <li>＜概算支払＞払戻希望金額を指定し払戻元金が指定金額以上になるまで払い戻す方法</li> </ul> <p>※所定の中途解約利率が適用されます</p>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<p>＜個人のお客さま＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各預入時における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します</li> <li>ただし、預入日から目標日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します</li> <li>なお、目標日前1年毎の応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期預金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します</li> </ul> <p>＜法人のお客さま＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年3か月以上の場合は、期間2年のスーパー定期または大口定期の店頭表示の利率を適用します</li> <li>・預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年超2年3か月未満の場合は、期間1年のスーパー定期または大口定期の店頭表示の利率を適用します</li> <li>・預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年以下の場合は、スーパー定期または大口定期の店頭表示の利率を適用します</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標日以後に一括して支払います</li> <li>・個人のお客さまは期日指定定期預金またはスーパー定期、法人のお客さまはスーパー定期または大口定期の計算方法を適用します</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）</li> <li>※個人のお客さまは、マル優（少額貯蓄非課税制度）の取り扱いができます</li> <li>・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税）</li> <li>※法人のお客さまの場合は、2016年1月1日以降は国税15.315%のみ源泉徴収し、地方税については源泉徴収しません</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例預入は普通預金等からの自動振替によります</li> <li>・1回当たりの預入金額は年2回まで増額ができます</li> </ul>

10. 中途解約時の取り扱い	<p>&lt;個人のお客さま&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します</li> <li>① 期日指定定期預金の場合（1年複利） <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>・6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</li> </ul> </li> <li>② スーパー定期の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>・6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;法人のお客さま&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します</li> <li>・6か月未満 解約日における普通預金利率</li> <li>・6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</li> <li>・1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 × 70%</li> </ul>
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続の停止または解約のお申し出がない限り、各明細を次のとおり自動的に継続します 継続後の明細についても同様とします</li> </ul> <p>&lt;個人のお客さま&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標日前1年毎の応当日を「特定日」として、特定日において預入日または継続日から期間が2年を超える期日指定定期預金は、満期日が到来したものとして元利金合計額を取りまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します</li> </ul> <p>&lt;法人のお客さま&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続日から目標日までの期間が2年3か月以上の場合は、期間2年のスーパー定期または大口定期に自動的に継続します</li> <li>・継続日から目標日までの期間が2年超2年3か月未満の場合は、期間1年のスーパー定期または大口定期に自動的に継続します</li> <li>・継続日から目標日までの期間が2年以下の場合は、目標日を満期日とするスーパー定期または大口定期に自動的に継続します</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続されなかった場合の満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>・キャッシュコーナーからも預入ができます 現金入金（ATMから現金入金）…1取引10,000円以上1円（店舗外ATMは千円）単位で最高100万円まで 振替入金（キャッシュカードで振替）…1取引10,000円以上1円単位</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます</li> <li>・この取り扱いは2009年4月1日以降ご契約の預金について適用します</li> </ul>
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利については窓口でお問い合わせください</li> </ul>
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>

株式会社 愛知銀行  
(営業企画部)

## 積立式定期預金＜目標日指定型＞

2009年3月31日までにご契約いただいたお客さま

(2016年1月4日現在)

1. 商品名	・積立式定期預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・3年以上10年以内（1か月の据置期間を含みます）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・定例預入（口座振替にて取り扱います）および随時預入 ・定例預入は、1回当たり10,000円以上1,000円単位 随時預入は、一取引10,000円以上1円単位で300万円未満
5. 払戻方法	・窓口で目標日以後に一括して払い戻します ・目標日前に払い戻す場合は以下の方法によります ＜口座解約＞預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法 ＜一部支払＞預入日または継続日から1年を経過した明細の一部(1万円以上)を払い戻す方法 ＜明細支払＞預入番号を個別に指定して払い戻す方法 ＜概算支払＞払戻希望金額を指定し払戻元金が指定金額以上になるまで払い戻す方法 ※預入日または継続日から1年を経過していない明細を払い戻す場合には中途解約利率が適用されます
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・各預入時における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します ただし、預入日から目標日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します なお、目標日前1年毎の応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期預金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します ・目標日以後に一括して支払います ・期日指定定期預金あるいはスーパー定期の計算方法を適用します
7. 税金	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※マル優（少額貯蓄非課税制度）の取り扱いができます
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・定例預入は普通預金等からの自動振替によります ・1回当たりの預入金額は年2回まで増額ができます
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します ① 期日指定定期預金の場合（1年複利） ・6か月未満 解約日における普通預金の利率 ・6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ② スーパー定期の場合 ・6か月未満 解約日における普通預金の利率 ・6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%
11. その他参考となる事項	・目標日前1年毎の応当日を「特定日」として、特定日において預入日または継続日から期間が2年を超える期日指定定期預金は、満期日が到来したものととして元利金合計額を取りまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します ・自動継続されなかった場合の満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・キャッシュコーナーからも預入ができます 現金入金（ATMから現金入金）…1取引10,000円以上1円（店舗外ATMは千円）単位で最高100万円まで 振替入金（キャッシュカードで振替）…1取引10,000円以上1円単位で最高300万円未満（ただし、キャッシュカードのご利用限度額以内） ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます ・この取り扱いは1996年12月2日以降ご契約の預金について適用します
12. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 愛知銀行  
(営業企画部)